

広島県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市佐伯区五日市町上河内、同区五日市町保井田、同区五日市町下河内、同区五日市町上小深川及び同区五日市町下小深川地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城六川支川（五）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
小屋谷川（八a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
小屋谷川（八b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
小屋谷川（八c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
小屋谷川（八隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
荒谷川（九a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
荒谷川（九b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
荒谷川支川（一〇a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
荒谷川支川（一〇b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
八幡川支川（一一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

四) 川(五〇一)	野登呂川支	土石流	次の図のとおり	四) 川(五〇一)	野登呂川支	土石流	次の図のとおり
b)	八幡川支川 (五〇〇九)	土石流	次の図のとおり	b)	八幡川支川 (五〇〇九)	土石流	次の図のとおり
隣b)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり	隣b)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり
隣a)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり	隣a)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり
隣)	八幡川支川 (五〇〇三)	土石流	次の図のとおり	隣)	八幡川支川 (五〇〇三)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (五〇〇三)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (五〇〇三)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七八隣d)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七八隣d)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七八隣c)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七八隣c)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七八隣b)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七八隣b)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七八隣a)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七八隣a)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七八)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七八)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七六b)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七六b)	土石流	次の図のとおり
)	八幡川支川 (七六a)	土石流	次の図のとおり)	八幡川支川 (七六a)	土石流	次の図のとおり
)	荒谷川支川 (七四)	土石流	次の図のとおり)	荒谷川支川 (七四)	土石流	次の図のとおり
)	荒谷川支川 (七三隣b)	土石流	次の図のとおり)	荒谷川支川 (七三隣b)	土石流	次の図のとおり

八幡川支川 (五〇一二 b)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (五〇一二 b)	土石流	次の図のとおり
野登呂川支 川(五〇一 五)	土石流	次の図のとおり	野登呂川支 川(五〇一 五)	土石流	次の図のとおり
荒谷川(六 〇〇二)	土石流	次の図のとおり	荒谷川(六 〇〇二)	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 (六〇七九)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (六〇七九)	土石流	次の図のとおり
八幡川支川 (六〇六四)	土石流	次の図のとおり	八幡川支川 (六〇六四)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。